

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえたユニバーサルサービスと市場競争の在り方 －電気通信事業法及びN T T 法の一部を改正する法律案－
著者 / 所属	伊東 良太 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475 号
刊行日	2025-4-25
頁	3-13
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえた ユニバーサルサービスと市場競争の在り方

— 電気通信事業法及びN T T法の一部を改正する法律案 —

伊東 良太
(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案提出の経緯
 - (1) 近年の情報通信を取り巻く環境の変化
 - (2) 総務省における検討
3. 本法律案の主な内容
 - (1) ユニバーサルサービスの確保
 - (2) 公正競争の確保
 - (3) 通信インフラの維持・確保
 - (4) N T Tに関する規律の担保措置
 - (5) その他
4. 主な論点
 - (1) N T Tによるメタル固定電話のサービス提供範囲の縮小
 - (2) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の運用開始に向けた取組
 - (3) 公設光ファイバの民間移行に向けた取組
 - (4) 本法律案の附則における見直し規定の趣旨
5. おわりに

1. はじめに¹

令和7年3月14日、政府は「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第54号。以下「本法律案」という。)を閣議決定し、同日、国会に提出した。本法律案は、N T Tの電話の「あまねく提供責務²」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする「最終保障提供責務³」を新

¹ 本稿は、令和7年4月10日現在の情報による。また、脚注のURLは、同日に確認を行った内容に基づく。

² 後掲 3 (1) 参照

³ 最終保障提供責務では、他事業者がサービス提供をしていない地域に限り、サービスの提供責務を負う。このため、他事業者がサービス提供をしている地域では、サービスの提供義務を負わないこととなる。

たに設けるほか、N T T東西の業務範囲規律の見直しなどを主な内容としている。

本稿では、本法律案の主な提出の経緯・内容・論点について、N T Tの在り方に関する内容を中心に紹介する。なお、本稿では、日本電信電話株式会社を「N T T持株」、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を「N T T東西」、N T T持株及びN T T東西の両者を合わせて「N T T」という。

2. 本法律案提出の経緯

(1) 近年の情報通信を取り巻く環境の変化

近年、我が国の電気通信市場を取り巻く環境は、ブロードバンド化やモバイル化の進展に伴い急速に変化している。電気通信市場では固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心となる中、N T T東西のメタル固定電話⁴の契約数は、ピーク時の6,285万契約（平成10年）から1,353万契約（令和5年度末）にまで減少している⁵。また、メタル回線設備の老朽化が進んでおり⁶、令和7年1月にはメタル回線とつながる従来の公衆交換電話網（P S T N）が光回線につながるI P網へ完全移行⁷するなど、ネットワーク構造の大幅な変革が進行している。さらに、仮想化やクラウド化の進展に伴い、端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの市場支配的事業者がネットワーク領域へ進出するなど、レイヤー横断的な市場構造の変化が生じているほか、情報通信インフラが社会経済活動に不可欠な基盤となる中、国際競争力の強化と経済安全保障の確保が急務となっている。

通信自由化により競争原理が導入されてから40年が経過し、これまで、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「N T T法」という。）と電気通信事業者が守るべき一般的なルールを定める電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が「両輪」となり、事業者間の公正な競争環境等が確保されてきたが、情報通信を取り巻く環境が大きく変化する中、情報通信インフラの将来的な在り方を見据えた見直しが求められてきている。

⁴ メタル回線（銅線）を用いて音声を送る従来型の固定電話サービスのこと。

⁵ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令7.2）93頁

⁶ N T Tは、老朽化したメタル回線設備について、回線の補修費用の増大や設備の劣化を背景に、令和17(2035)年を目途に維持限界を迎える見通しを示している（情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第2回）（令5.9.12）議事録23頁）。

⁷ N T Tは、I P網への移行後もメタル回線を維持し、加入者交換機を「メタル収容装置」として利用し、変換装置を経てI P網へとつながっていく「メタルI P電話」を提供している。

図表 1 電気通信事業法とNTT法における公正競争の確保

電気通信事業法			NTT法	
● 公正競争の促進			● 業務	
	固定通信	移動通信	NTT法の目的達成のため、業務範囲を規定	
対象事業者	50%超の加入者回線シェア (NTT東西)	10%超の端末シェア (NTTドコモ等)	✓ NTT持株：基盤的技術の研究、NTT東西への株主権行使や助言・あっせん等 ✓ NTT東西：地域（県内）電気通信業務等	
接続制度	接続約款の認可等	接続約款の届出等	● 責務	
卸役務	卸役務内容の事後届出等		適正かつ効率的な経営への配慮に加え、以下の責務を規定	
禁止行為	情報の目的外利用 不当に優先的な取扱い等 不当な規律・干渉	(収益シェア25%超：NTTドコモ) 情報の目的外利用 グループ内事業者に対する 不当に優先的な取扱い等	✓ 電話の役務のあまねく全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保	
利用者料金	アナログ固定電話等について 料金水準の上限を設定	—	● 担保措置	
※ その他の規律			当該業務の遂行や責務の履行のため、以下の担保措置を規定	
[電気通信役務の安定的かつ確実な提供] 技術基準の適合維持義務等			✓ 株式保有義務：政府によるNTT持株の1/3以上、NTT持株によるNTT東西の総数 ✓ 新株募集等：総務大臣認可 ✓ 外資等規制：外国人等の議決権割合は1/3未満（NTT持株のみ）、外国人の代表取締役への就任等の禁止 ✓ 取締役等の選解任：事後届出（NTT持株のみ） ✓ 定款変更・合併等：総務大臣認可 ✓ 事業計画：総務大臣認可 ✓ 財務諸表：総務大臣への提出 ✓ 重要な電気通信設備の譲渡等：総務大臣認可（NTT東西のみ）	
[利用者利益の保護] 提供条件の説明義務等				

（出所）情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第67回）（令5.8.29）資料67-1-2等を基に筆者作成

（２）総務省における検討

総務省は令和5年8月、令和2年の改正電気通信事業法・NTT法（令和2年法律第30号）の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について、情報通信審議会に対して諮問を行い、同審議会の電気通信事業政策部会の下に設置された「通信政策特別委員会」において議論が行われた⁸。

ア 情報通信審議会の「第一次答申」の公表と令和6年改正NTT法

令和6年2月に公表された情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申」（以下「第一次答申」という。）では、情報通信産業の国際競争力強化を進める上で早期に結論が得られた事項（研究の推進責務の撤廃、研究成果の普及責務の撤廃、外国人役員規制の緩和）を「速やかに実施すべき事項」とし、それ以外の事項（ユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保、経済安全保障の確保、NTTに関

⁸ このほか、自由民主党において、NTT法の在り方について議論が行われた。令和5年6月、自由民主党の「防衛関係費の財源検討に関する特命委員会」が取りまとめた提言では、NTT法により、政府によるNTT持株の株式保有義務が課されていることについて、「通信手段が高度化・多様化し、国際競争も激しくなっている中で、これらの義務を維持し続けることについて検討の余地がある」とした上で、「NTT完全民営化の選択肢も含め、NTT法のあり方について、経済安全保障にも配慮しつつ、速やかに検討すべき」とした。これを受け、自由民主党は同年8月、同特命委員会の下に、NTT法の在り方に関するプロジェクトチームを設置し議論を行い、同年12月に提言を取りまとめた。同提言では、政府に対し、NTT法において速やかに撤廃可能な項目（研究の推進責務・研究成果の普及責務等）について令和6年の常会で措置すること、それ以外の項目についても、令和7年の常会を目的に「電気通信事業法の改正等、関連法令に関する必要な措置を講じ次第、NTT法を廃止すること」を求めるなどとした（自由民主党ウェブサイト<<https://www.jimin.jp/news/policy/206053.html>>、自由民主党ウェブサイト<<https://www.jimin.jp/news/information/207172.html>>）。

する規律の担保措置等)を「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理した。

第一次答申等を踏まえ、令和6年3月1日に「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」が第213回国会(令和6年常会)に提出され、同年4月17日に成立した(令和6年法律第20号。以下、同改正法を「令和6年改正NTT法」という。)。令和6年改正NTT法では、第一次答申において「速やかに実施すべき事項」として整理された①研究開発に係る責務の廃止、②外国人役員規制の緩和、③役員選解任の決議に係る認可の緩和、④社名変更に関する規定の整備等が行われたほか、附則において、「令和7年に開会される国会の常会を目途」として、NTTに対する規制の見直しを含む「電気通信事業法の改正等必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする。」との検討規定が盛り込まれた(令和6年4月25日施行)。

イ 情報通信審議会の「最終答申」の公表と本法律案の提出

第一次答申及び令和6年改正NTT法の附則を踏まえ、通信政策特別委員会及びその下に設置された①ユニバーサルサービス、②公正競争、③経済安全保障の3つのワーキンググループにおいて、「今後更に検討を深めていくべき事項」について、事業者等のヒアリングを行いながら、それぞれ議論が進められた。その後、通信政策特別委員会の最終報告書の公表(令和6年12月)等を経て、令和7年2月、情報通信審議会は「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(以下「最終答申」という。)を公表した。最終答申では、「今後総務省において実施すべき事項」として、①ユニバーサルサービスの確保、②公正競争の確保、③経済安全保障の確保、④NTTに関する規律の担保措置等について、電話のあまねく提供責務は最終保障提供責務に見直すことやブロードバンドについて最終保障提供責務を新設することなど、29項目にわたる提言を行っている(図表2)。

最終答申等を踏まえ、令和7年3月14日、政府は「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日、国会に提出した。

図表2 最終答申の提言（総務省において実施すべき事項）

1. ユニバーサルサービスの確保に関する事項

- ① 電話のユニバーサルサービスについて、NTT東西のワイヤレス固定電話の地域限定を緩和するとともに、モバイル網固定電話を追加する。
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、未整備地域等に限定して、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を追加する。
- ③ 電話のあまねく普及責務は、最終保障提供責務に見直す。この際、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
※メタル回線設備については、NTTが移行計画を策定し、総務省で検証
- ④ ブロードバンドについて、最終保障提供責務を新設する。
- ⑤ 第一種適格電気通信事業者(電話)と第二種適格電気通信事業者(ブロードバンド)の義務は、最終保障提供責務に見直す。
- ⑥ 最終保障提供責務を担う者は、適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTとする。
- ⑦ 最終保障提供責務を担う者が、他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みを設ける。
- ⑧ 最終保障提供責務を担う者が、他事業者に、責務の履行に必要な協力(設備の貸出し等)を求めた場合は、当該他事業者に協議に応じる義務を課す。併せて、協議開始命令など、当該協議の実効性を確保する制度を設ける。
- ⑨ ユニバーサルサービスの提供者が、業務区域を縮小する場合は、利用者への事前周知や事前届出を義務付ける。
- ⑩ 電話のユニバーサルサービス交付金制度については、当分の間は、内部相互補助を前提とする現行制度を基本的に維持した上で、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正を行う。
- ⑪ ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度については、支援区域外での最終保障提供責務の履行費用を補填する措置を講ずるとともに、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、「一者以下提供要件」の「一者」とは扱わないこととする。
- ⑫ ユニバーサルサービスの提供者には、都市部以外の地域で、都市部を上回る料金の設定を原則認めないこととする。
- ⑬ ①・②・⑧に関し、NTT東西が他者設備を利用する場合は、設備の自己設置要件の例外に追加する。
- ⑭ NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等について、規制コスト等を踏まえ対象範囲を検討した上で、認可制を導入する。また、重要な電気通信設備の譲渡等の認可を含めて、認可対象となる行為には「処分」を含めることとする。

2. 公正競争の確保に関する事項

- ① NTT東西の本来業務について、県域業務規制を撤廃し、「東日本地域又は西日本地域における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とする。

- ② NTT東西の活用業務(電気通信業務以外の業務を含む。)について、事前届出制を見直し、NTT東西が活用業務の実施基準の作成・届出を行った上で、総務省において実施基準の遵守状況を事後検証する。
- ③ NTT東西の目的達成業務や目的業務区域外の地域電気通信業務は、事前届出制から事後届出制に緩和する。
- ④ NTT東西が、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれがある業務は実施できない旨を法律上明確化する。
- ⑤ ①の県域業務規制の撤廃に伴い、NTT東西が県間設備について他者設備を利用する場合は、設備の自己設置要件の例外に追加する。
- ⑥ NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等について、規制コスト等を踏まえ対象範囲を検討した上で、認可制を導入する。また、重要な電気通信設備の譲渡等の認可を含めて、認可対象となる行為には「処分」を含めることとする。【1⑭の再掲】
- ⑦ NTTの累次の公正競争条件(在籍出向の禁止等)について、時代に即して現行化を行った上で、電気事業法の例を参考に必要なものを法定化する。
- ⑧ 市場支配的事業者(一種指定事業者と、二種指定事業者のうち一定の収益シェアを有する者)について、登録の更新制(合併等審査)の対象に、公正競争に影響を及ぼすおそれ大きいグループ内会社との合併等を追加する。
- ⑨ 市場支配的事業者について、目的外利用・提供が禁止される情報に、卸役務に関する情報を追加する。
- ⑩ 鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業者について、認定を受けた場合は、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権(土地等の使用に係る権利)を付与する。
- ⑪ 国内電報・国際電報の事業について、電気通信事業法に基づく特別な規律を廃止し、信書便法に基づく規律を課すこととする。
- ⑫ NTT東西のメタル固定電話や公衆電話は、プライスキップ規制の対象外とする。【関連:1⑫】
- ⑬ 公正競争の確保に関し、検証を通じた規制のPDCAサイクルを法定化する。

3. 経済安全保障の確保に関する事項

- ① NTTの外資総量規制について、電波法や放送法の例に倣い、その遵守状況等を定期的に確認する制度を導入する。

4. NTTに関する規律の担保措置に関する事項

- ① NTT東西の合併等の認可について、小規模な非電気通信事業者との合併等は対象外とする。
- ② NTTの財務諸表の提出義務は、撤廃する。

(出所) 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」を基に筆者作成

3. 本法律案の主な内容

(1) ユニバーサルサービスの確保

電気通信事業法第7条では、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務を基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)として、それを提供する電気通信事業者に対し、その適切、公平かつ安定的な提供に努めることを定めて

いる。現在、電話・ブロードバンドともにユニバーサルサービス制度が設けられており⁹、ユニバーサルサービスの確保に必要なコストの一部(不採算地域における提供コスト)を、事業者間で負担することとされている¹⁰。また、NTT法第3条では、NTTに対し、電話については、「あまねく提供責務」(他事業者の提供地域においても、サービス提供責務を負う。)を規定し、ユニバーサルサービスの提供責務を課しているが、ブロードバンドについては、当該責務は課されていない。

図表3 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較

電話のユニバーサルサービス		ブロードバンドのユニバーサルサービス	
電 気 通 信 事 業 法	固定電話  公衆電話  緊急通報  (110,118,119)  ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。	該当するサービス	ブロードバンドサービス (FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)  ※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。
	● 契約約款の届出義務 ● 役務提供義務 ● 技術基準適合維持義務	ユニバ提供事業者に対する業務規律	● 契約約款の届出義務※1、※2 ● 役務提供義務 ● 技術基準適合維持義務 ※1 契約数が30万を超える事業者 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能
	携帯電話事業者  固定電話事業者  IP電話事業者 	負担事業者	固定ブロードバンドサービス事業者  モバイルブロードバンドサービス事業者 
	第一種適格電気通信事業者 NTT東日本、NTT西日本を指定	支援対象事業者	第二種適格電気通信事業者 NTT東日本、NTT西日本、ZTVを指定(令和7年3月31日)
	67億円 (2023年度)	交付金	(制度の詳細を検討中※)
NTT法	NTT持株、NTT東日本、NTT西日本 ※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施	ユニバ提供の責務	なし

※ コストの算定方法等を精査中

(出所) ユニバーサルサービスワーキンググループ(第1回)(令6.1.31)資料1-3を一部加工

NTTは、メタル回線設備が令和17(2035)年頃に維持限界を迎えるという見込みを示しており¹¹、メタル回線設備の円滑な縮退とともに、電話とブロードバンドが全国のどこでも利用できる環境の整備が課題となっている。

⁹ 電話のユニバーサルサービス制度については、平成13年の電気通信事業法の改正(平成13年法律第62号)により創設され、平成18年度から運用が開始されている。ブロードバンドについては、令和4年の電気通信事業法の改正(令和4年法律第70号)により制度が創設されたが、令和7年3月現在において運用は開始されていない。電話については、固定電話、公衆電話及び緊急通報が、ブロードバンドについては有線ブロードバンドサービス(FTTH等)がそれぞれユニバーサルサービスの対象とされている(電気通信事業法施行規則第14条、第14条の3)。

¹⁰ 総務省は、事業者が、負担金を利用者に転嫁するかどうか、転嫁とした場合にどのように転嫁するかは、各事業者の判断に委ねられるとしているが、電話のユニバーサルサービス制度では多くの事業者が利用者に負担金を転嫁しており、ブロードバンドについても、同様に負担金を利用者に転嫁される可能性がある(総務省ウェブサイト ユニバーサルサービス制度 <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html>)。

¹¹ 前掲注6

最終答申では、電話について、NTT東西のメタル固定電話は、令和12（2030）年頃でも約730万の利用者の残存が見込まれるため、既存利用者の保護を図る観点から、「当面は、メタル固定電話を中心とした固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することが適当」とした上で、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、①NTT東西のワイヤレス固定電話¹²の地域限定の緩和や、②MNO¹³各社が提供するモバイル網固定電話¹⁴のユニバーサルサービスへの追加など、「モバイル網の活用を更に進めることが必要」としている¹⁵。また、電話のユニバーサルサービスに、モバイル網固定電話を追加することで、今後は、MNOを含めた複数事業者による連携したエリアカバーが実現可能となることから、「サービスの効率的な提供を可能とし、NTT東西の負担等を軽減する観点から、電話のあまねく提供責務は、最終保障提供責務に見直すことが適当」としている¹⁶。

また、ブロードバンドについて、多様な設備設置事業者が競争的にサービス提供している状況を踏まえ、全国におけるサービスの効率的な提供を確保する観点から、「複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提とする最終保障提供責務とすることが適当」としている¹⁷。

さらに、電話・ブロードバンドの最終保障提供責務の担い手について、「適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTとする」こととしている¹⁸。

これを踏まえ、本法律案では、NTTの電話のあまねく提供責務を廃止し、電話・ブロードバンドともに、最終保障提供責務を設けることとしている。また、最終保障提供責務の担い手は、適格電気通信事業者（申請して交付金を受ける者）がいる地域ではその者が担い、それ以外の地域はNTT東西が担うことなどとしている。

（２）公正競争の確保

NTTは、日本電信電話公社時代に全国津々浦々に整備された線路敷設基盤（電柱、管路等）を承継し、また、その上に設置された電気通信設備（固定アクセス回線）について高いシェアを有している（メタル回線：約93%、光ファイバ：約73%（令和5年度末））。これらの設備を用いて電気通信サービスを提供していることを踏まえ、現行法では、NTTに対して、「構造規制」と「行為規制」が課されており、具体的には、NTT法ではNT

¹² NTT東西のワイヤレス固定電話は、モバイル網（他者設備）を利用した固定電話であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を可能とする観点から、令和2年のNTT法改正により、自己設置要件（NTT東西の本来業務は、自己設備により行うことが必要）の例外として、不採算地域に限定して認められ、令和6年4月からサービスの提供が開始されている。

¹³ Mobile Network Operator の略称で、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルのように、自社のネットワーク設備を用いてサービスを提供する事業者のこと。

¹⁴ MNOが提供するモバイル網を活用した固定電話サービスのこと。NTTドコモの「homeでんわ」、KDDIの「ホームプラス電話」、ソフトバンクの「おうちのでんわ」などが該当する。現在はユニバーサルサービスに位置付けられていないことから、ユニバーサルサービスとしての技術基準が課されておらず、NTT東西のワイヤレス固定電話とは、通信品質等に差異がある。

¹⁵ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」21 頁

¹⁶ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」32 頁

¹⁷ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」34 頁

¹⁸ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」124 頁

T持株・東西の業務範囲等が、電気通信事業法ではネットワークの開放義務や不当な優遇禁止等が、それぞれ規定されている。

最終答申では、技術の進展等を踏まえ、経営自由度の向上を図る観点から、N T T東西の本来業務を県内通信に限定する「県域業務規制¹⁹⁾」は、「県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化していること等に鑑み、撤廃することが適当」とした²⁰⁾。また、N T T東西の活用業務²¹⁾について、「N T T東西が、活用業務として行う業務の実施要件を遵守して業務を営むための基準（実施基準）の作成・届出を行った上で、実施基準に則って活用業務を行う限り、従来のような個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を総務省において事後検証すること等が考えられる」としたほか²²⁾、その実施に事前届出が必要であったN T T東西の目的達成業務²³⁾、目的業務区域外の地域電気通信業務²⁴⁾についても、「事後届出制に緩和することが適当」とした²⁵⁾。一方、経営自由度の向上に伴うセーフガード措置として、「各種取引条件等の公平性の確保」や「在籍出向及び役員兼任の禁止」のうち「必要なものを法律上明確化することが考えられる」とした²⁶⁾。

これを踏まえ、本法律案では、N T T東西の県域業務規制の撤廃や、活用業務・目的達成業務等の事前届出の見直しなど業務範囲の規制を緩和することとしている。また、不公平な条件での取引禁止や卸先の情報の目的外利用の禁止等を明確化するとともに、グループ内の大規模な事業者との合併等を新たに事後確認の対象とするほか、規制の遵守状況等を事後検証することとしている。

（３）通信インフラの維持・確保

N T T東西は、日本電信電話公社から承継した全国規模の線路敷設基盤（電柱・管路等）を保有しており、その上に敷設されている電気通信設備は、携帯サービスを始めとする様々な通信サービスの提供に不可欠であるなど、N T T東西の通信インフラは、我が国の通信全体を支える基幹的なインフラとなっている。しかしながら、現行法では、N T T東西の電気通信設備について、重要な設備（電気通信幹線路等）の譲渡等の認可と自己設置要件（N T T東西の本来業務は自己設備での実施が必要）により適切な設置・維持を確保する一方、線路敷設基盤には、適切な設置・維持を確保するための規律が設けられていない。

最終答申では、N T T東西の通信インフラの重要性等に鑑み、線路敷設基盤の譲渡又は

¹⁹⁾ 例えば、県間通信を含む光 I P 電話や F T T H の提供に当たっては、現状、N T T東西は活用業務（後掲注 21 参照）を組み合わせ、事前届出をして特例的に役務を提供している。

²⁰⁾ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」66 頁

²¹⁾ N T T東西の本来業務（地域電気通信業務）を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務のこと。N T T東西の目的とは直接関係のない業務であるため、現状、業務や電気通信事業の「公正競争の確保に支障がないこと」を要件として、「事前届出」により実施可能とされている。

²²⁾ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」69 頁

²³⁾ N T T東西の本来業務の実施のために必要な業務のこと。具体的には、他社料金の回収代行や情報機器関連商品の販売・保守等を行っている。

²⁴⁾ N T T東日本であれば、西日本地域で行う地域電気通信業務のこと。これまでに実績はない。

²⁵⁾ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」69 頁、70 頁

²⁶⁾ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」75 頁

担保等について「認可の対象とすることが適当」としている²⁷。また、自己設置要件については、一定の例外²⁸を追加した上で「引き続き維持することが適当」とした²⁹。

これを踏まえ、本法律案では、N T Tの線路敷設基盤の譲渡等について認可の対象とするほか、自己設置要件を緩和することとしている³⁰。

（４）N T Tに関する規律の担保措置

N T T法では、N T Tの業務・責務の適切な履行を担保するため、外資総量規制や外国人役員規制のほか、政府によるN T T持株の株式保有義務（３分の１以上）、定款変更、合併等、新株募集や事業計画等の認可制、財務諸表の提出義務等が設けられている。

最終答申では、今回の見直しでは、N T Tの目的・業務に基本的に変更はないことから、「N T Tの業務等の適切な履行を担保する観点で設けられている各種担保措置の必要性も基本的に変わりがない」とした上で、政府の株式保有義務及び各種認可事項等のうち、定款変更、合併等、新株募集や事業計画等の認可は「維持することが適当」とした³¹。他方、N T T東西の合併等の認可のうち、小規模な非電気通信事業者との合併等は、公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ないことから、「対象外とすることが適当」とした。また、財務諸表の提出義務は、公表資料が入手可能であることから、「撤廃することが適当」とした^{32、33}。

これを踏まえ、本法律案では、N T T東西等の認可は小規模な非電気通信事業者との合併を対象外とし、財務諸表の提出義務は撤廃することとしている。

（５）その他

本法律案では、上記のほか、電気通信番号（電話番号）の犯罪利用を防止するための電気通信番号制度の見直し³⁴や、現在、電気通信事業法で規律されている電報事業について、

²⁷ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」53 頁

²⁸ 最終答申では、自己設置要件の例外として追加すべき事項として、①ワイヤレス固定電話の不採算地域以外での提供及びモバイル網固定電話の提供、②未整備地域等におけるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供、③最終保障提供責務を履行する場合における他事業者の光回線設備等を利用したユニバーサルサービスの提供を挙げている（52 頁）。

²⁹ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」52 頁

³⁰ このほか、通信インフラの維持・確保に関する改正として、現在、認定を受けた携帯電話事業者等に対し付与されている公益事業特権（土地等の使用に係る権利）について、不採算地域の効率的なカバーに有効な基地局用の鉄塔等の共有を更に進めるため、基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行うインフラシェアリング事業者についても、認定を受けた場合は、適正・公正な利用等を担保した上で、公益事業特権を付与することとしている。

³¹ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」120 頁、121 頁

³² 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」121 頁

³³ このほか、最終答申では、N T Tを規律する法形式について、「引き続きN T T法に規定する案」と「電気通信事業法に規定し、結果としてN T T法を廃止する案」の主に二つが考えられるとした上で、総務省において、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当としている（121 頁、122 頁）。

³⁴ 令和 6 年 11 月に情報通信審議会電気通信事業政策部会が公表した「I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方 最終答申」では、電気通信番号を悪用した特殊詐欺等の犯罪が後を絶たない状況を踏まえ、「電気通信番号の特殊詐欺等への使用を排除する対策を講じていくことが適当」として、電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由に、特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加すること、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供をしよ

類似サービス（レタックス等）と同様に信書便法で規律することを内容としている。

また、本法律案の附則では、政府は、施行後３年を目途として、電気通信事業に係る制度の在り方について検討を加えるとともに、ＮＴＴ法の改廃を含め、ＮＴＴに係る制度の在り方について検討を加え、それらの結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

４．主な論点

（１）ＮＴＴによるメタル固定電話のサービス提供範囲の縮小

本法律案では、電話のユニバーサルサービスについて、これまでＮＴＴに対して課されていたあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すこととしている。これにより、ＮＴＴ東西は、他事業者の提供地域であればサービスの撤退が可能となる。一方、メタル固定電話の利用者の円滑な移行が進んでいない地域において、ＮＴＴ東西が業務区域を縮小することは、既存利用者の利益を大きく阻害する可能性があることから、最終答申では、「既存利用者保護の観点から、メタル固定電話の利用者が残存する区域では、ＮＴＴ東西の業務区域の縮小を制限する規律を課すことが適当」としている³⁵。制度の詳細を検討するに当たっては、ＮＴＴ東西の負担軽減と既存利用者保護のいずれにも配慮した制度設計が求められよう。総務省においては、複数事業者による電話のユニバーサルサービスの提供の在り方について、具体的な青写真を示すことが期待される。

（２）ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の運用開始に向けた取組

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、未整備地域の解消を目的の一つとして、令和４年の電気通信事業法の改正により創設され、これまで総務省において、制度の具体的内容について検討が進められてきたが、令和７年３月現在においても、依然として制度の運用は開始されていない³⁶。本法律案では、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務等について見直すことが内容とされているが、条件不利地域等の未整備地域の解消を一層促進するためにも、一刻も早い制度の運用開始が求められよう。本法律案において更なる制度の見直しを行うとしていることから、総務省においては、本法律案も踏まえた、ユニバーサルサービス制度の運用開始に向けた具体的なスケジュール等を早急に示すことが期待される。

（３）公設光ファイバの民間移行に向けた取組

これまで、電気通信事業者による整備が十分に進まない過疎地域等の条件不利地域において、ブロードバンドを中心に地理的情報格差が発生していたことを踏まえ、情報格差が生じる地方公共団体に対し、国が光ファイバ等の情報通信基盤の整備に必要な費用の一部を支援することによって、情報格差の是正と利活用の促進が進められてきた。一方、近年、

うとする際に、契約の相手方が総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認するよう義務付けることなどが示された（15 頁～18 頁）。

³⁵ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」32 頁、33 頁

³⁶ 令和６年６月２１日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」では、令和８（2026）年度までに交付金の運用を開始するとしている（58 頁）。

光ファイバの整備を行った地方公共団体において、設備の老朽化に伴う更新、利用者のニーズや技術革新に対応した設備の高度化等により財政面の課題が深刻さを増している³⁷。今後、地方における人口減少等が一層進展した場合、財政的負担などを理由としてサービスの継続が困難となり、地域住民にとって重要な通信手段が失われる可能性がある。こうした状況を踏まえ、これまで、総務省は、ガイドライン（令和3年3月）³⁸や事例集（令和6年10月）の策定に加え、高度無線環境整備推進事業³⁹により民間移行の支援を進めてきた。しかしながら、依然として民間移行が進んでいない地方公共団体も多く、引き続き取組を進める必要がある。

（４）本法律案の附則における見直し規定の趣旨

令和6年改正NTT法の附則では、令和7年の常会を目途としてNTT法の「廃止を含め」、NTTに係る制度の在り方について検討を行うことが規定された。同附則等を踏まえ、総務省の通信政策特別委員会等での検討を経て、令和7年常会に提出された本法律案では、NTT法の廃止について見送られることとなった。他方で、本法律案の附則では、施行後3年を目途として、NTT法の「改廃を含め」、NTTに係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づく必要な措置を講ずることとしており、引き続き廃止の可能性を残した規定となっている。同附則を規定した経緯と趣旨について説明が求められよう。

５．おわりに

通信自由化により競争原理が導入されてから40年が経過し、この間、技術の進歩やデジタル化の進展により、情報通信を取り巻く環境は大きく変化し続けている。本法律案は、そうした変化を踏まえ「時代に即した見直しを行うもの」とされている⁴⁰。他方、NTTのメタル回線設備の将来的な縮退やブロードバンドの未整備地域の解消、非地上系ネットワーク（NTN）⁴¹といった新たな通信サービスへの対応、国際競争力の強化など、引き続き検討すべき課題も多く残されている。本法律案を契機として、情報通信インフラの将来を見据えた包括的な議論が行われることが望まれる。

（いとう りょうた）

³⁷ 例えば、全国知事会は、「公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況」にあるとした上で、「民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の恒常的な支援制度などを創設すること」などを要望している（全国知事会「デジタル社会の実現に向けた提言」（令6.11.25）4頁）。

³⁸ 総務省「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン 第1.1版」（令和3年3月）

³⁹ 令和6年度から、地方公共団体が保有する設備を民間電気通信事業者に譲渡することを前提として当該設備の高度化に要する経費に関して、一部を補助している。

⁴⁰ 総務省ウェブサイト「村上総務大臣閣議後記者会見の概要（令和7年3月14日）」〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001429.html〉

⁴¹ 人工衛星や高高度プラットフォーム（HAPS）などの地上以外の通信手段を用いたネットワークのこと。山間部や離島など、地上ネットワークの整備が困難な地域において通信環境を補完・拡充する手段として注目されているほか、災害時の通信手段としての活用も期待されている。